

相互応援に関する協定（例）

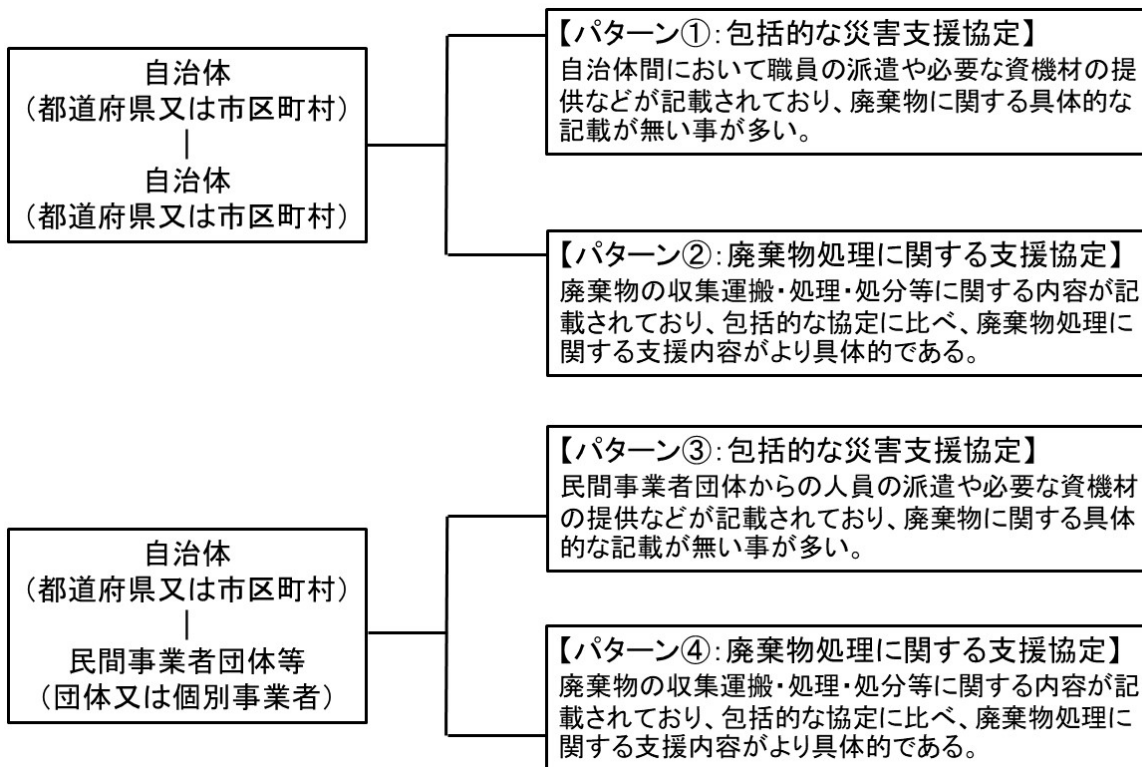
1. 確実な協力体制の構築のための協定締結

災害時には他の自治体や民間事業者団体等との協力が不可欠であり、確実に協力関係を構築し、迅速な活動が行えるよう、平時から災害支援協定を締結しておくことが重要である。本技術資料の表題は「相互応援に関する協定」であるが、他自治体との包括的な災害支援協定だけでなく、民間事業者団体との災害支援協定も含めて整理した。

災害支援協定には、「災害時における相互応援に関する協定」のような「包括的な災害支援協定」と、「廃棄物処理に特化した協定」がある。包括的な災害支援協定については、主に自治体間において職員の派遣や必要な資機材の提供などが記載されており、廃棄物に関する具体的な記載が無い事が多い。一方、廃棄物処理に特化した協定については、廃棄物の収集運搬・処理・処分等に関する内容が記載されており、包括的な協定に比べ、廃棄物処理に関する支援内容がより具体的な協定となる。以下の図は、協定の締結形式のパターンを示したものである。

なお、実際に協定が活用された事例については【技 8-6】に記載した。災害廃棄物対策に関する業務を把握した上で、業務の遂行に必要な人員・資機材を整理し、庁内で確保が難しいものについては、災害支援協定を締結しておくのが望ましい。締結した協定は災害廃棄物処理計画に記載しておくことが望ましい。

【協定締結のパターン】



整理した協定一覧

表 自治体間での協定の事例

| No. | 協定の締結 パターン | 協定名 | 関係者 | 活用事例 の番号 |
|-----|---------------|--------------------------------|------------------------|-------------|
| 1 | | 大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定 | 北海道・東北 7 県 | 1 |
| 2 | | 21 大都市災害時相互応援に関する協定 | 政令市 | 2 |
| 3 | | 九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定 | 九州・山口の 9 県 | |
| 4 | | 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定 | 愛知県内市町村及び一部事務組合 | |
| 5 | | 三重県災害等廃棄物処理応援協定 | 三重県、県内市町村、一部事務組合及び広域連合 | 3 |

表中の「活用事例の番号」は、「【技 8-6】協定の活用方法（例）」に記載されている No. の番号と一致する。

表 民間との協定の事例

| No. | 協定の締結 パターン | 協定名 | 関係者 | 活用事例 の番号 |
|-----|---------------|----------------------------------|----------------------|-------------|
| 6 | | 災害時における応急措置の協力に関する協定 | (一社) 仙台建設業協会、仙台市 | 4 |
| 7 | | 大規模災害時における災害活動への支援に関する協定 | 宮城県解体工事業協同組合、仙台市 | 4 |
| 8 | | 災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定 | 熊本県、社団法人熊本県産業資源循環協会 | 5 |
| 9 | | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定 | 熊本県、熊本県環境事業団体連合会 | 6 |
| 10 | | 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 | 倉吉市、一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会 | 7 |
| 11 | | 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書 | 倉吉市、鳥取県中部清掃事業協同組合 | 7 |
| 12 | | 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 | 福岡県、福岡県産業廃棄物協会との協定 | 8 |
| 13 | | 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定 | 大阪府、社団法人大阪府産業廃棄物協会 | 9 |

表中の「活用事例の番号」は、「【技 8-6】協定の活用方法（例）」に記載されている No. の番号と一致する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条の 2、第 8 条第 2 項第 12 号及び第 74 条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第 3 条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第 3 条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8 道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第 4 条 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第 5 条 全国協定第 4 条第 1 項に規定する幹事県は、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第 4 条第 3 項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第 6 条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第 7 条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第 8 条 被災道県は、第 2 条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第 9 条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 10 条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第 11 条 複数道県が被災し、全国協定第 9 条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第 1 条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第 12 条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第 13 条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 5 条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第 3 条 協定第 4 条第 1 項に定める経費のうち、協定第 1 条第 4 号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第 4 条 応援都市は、協定第 4 条第 3 項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前 2 項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- (幹事都市)

第 5 条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表 1 に掲げる輪番により 1 会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前 2 項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第 6 条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第 5 条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第 6 条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第 7 条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第 7 条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第 8 条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

【技 8-2】

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表 1（第 5 条関係）

| 順 | 都市名 | 順 | 都市名 |
|----|------|----|-------|
| 1 | 静岡市 | 12 | 浜松市 |
| 2 | 福岡市 | 13 | 岡山市 |
| 3 | 堺市 | 14 | 相模原市 |
| 4 | 東京都 | 15 | 熊本市 |
| 5 | 大阪市 | 16 | 仙台市 |
| 6 | 川崎市 | 17 | 神戸市 |
| 7 | 京都市 | 18 | さいたま市 |
| 8 | 横浜市 | 19 | 広島市 |
| 9 | 名古屋市 | 20 | 千葉市 |
| 10 | 新潟市 | 21 | 札幌市 |
| 11 | 北九州市 | | |

順は、平成 24 年度を 1 とする。

九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県災害時応援協定第 5 条第 7 号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第 2 条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
 - 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
 - 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
 - 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項
- 2 前項第 1 号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第 3 条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第 4 条 被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第 5 条 九州・山口 9 県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報
- 二 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報
- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口 9 県が必要と認めた事項

(連絡会議の実施)

第 6 条 九州・山口 9 県は、第 3 条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

- 2 連絡会議の運営については、別途定める。

(経費の負担)

第 7 条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

- 2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災県及び支援県が前 2 項の規定により難いと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

(補則)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口 9 県が協議して定める。

- 2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

(適用)

第 9 条 この協定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

○愛知県内の市町村の協定例

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（抄）

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第 2 条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第 3 条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等(以下「要請市町村等」という。)と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

（応援要請等）

第 4 条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に既定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1)災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2)必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3)必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4)応援の場所及び期間
- (5)連絡責任
- (6)その他必要事項

【技 8-2】

- 3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。
- 4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつせんを要請するものとする。

(応援の責務)

- 第 5 条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

- 第 6 条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

- 第 7 条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

- 第 8 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書 1 1 5 通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 8 年 3 月 1 2 日

17. 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第 5 条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第 6 条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、白らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第 1 号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第 2 号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第 7 条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第 8 条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第 67 条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第 9 条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第 10 条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第 4 条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境 森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第 11 条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第 13 条 この協定は平成 16 年 10 月 29 日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書 80 通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 10 月 29 日

津市長

四日市市長

伊勢市長

松阪市長

桑名市長

上野市長

災害時における応急措置の協力に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急措置について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、仙台市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資・機材の種類及び数
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力の要請があった時は、乙の組織する災害応急措置協力会作業隊（以下「作業隊」という。）を速やかに出動させるものとする。

第 3 条 甲の乙に対する要請は、仙台市消防局総務部防災課が行うものとする。ただし、状況により仙台市各局・区長から要請することができるものとする。

（協力の実施）

第 4 条 要請により災害現場に出動した作業隊は、仙台市職員の指揮者の指揮に従い応急措置を実施するものとする。

2 災害現場に仙台市職員が派遣されていない場合は、作業隊自ら要請事項に従い応急措置を実施するものとする。

第 5 条 乙は前条の当該応急措置の実施を終了後、活動状況の概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し、すみやかに協力要請の解除を通報するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担する。

(協 議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定は平成 3 年 9 月 1 日から効力を発生する。

甲及び乙は、本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 3 年 9 月 1 日

甲 仙台市長



社団法人 仙台建設業協会

乙 会 長



大規模災害時における災害活動への支援に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害時における支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、地震等の大規模災害が発生した場合の支援活動に関し、必要な事項を定め、迅速、かつ、効果的な災害活動が実施できる体制を確保し、被害の軽減を図ることを目的とする。

（乙が行う支援活動）

第 2 条 乙が行う支援活動は、甲が行う人命救助活動等に対する人的支援、物的支援及び技術的支援とする。

（支援要請）

第 3 条 甲が乙に支援を要請する場合は、文書（様式は別に定める。）で行うものとする。ただし、文書で要請する暇がないときは、電話等で要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲が支援を要請するときは、次に掲げる事項を通報するものとする。

- (1) 災害発生場所と災害の状況
- (2) 支援活動の内容（人員及び資機材の種類と数などを含む。）
- (3) 現場において指示を発する消防職員（以下「現場指揮者」という。）の職氏名、連絡方法等
- (4) その他必要な事項

（支援出動）

第 4 条 乙は、甲から支援の要請があったときは、当該支援活動を担当する宮城県解体工事業協同組合員（以下「組合員」という。）を速やかに出動させるものとする。（支援活動に必要な資機材を含む。）

2 乙が当該支援活動に組合員を出動させるときは、次に掲げる事項を甲に通報するものとする。

- (1) 担当する組合員名
- (2) 現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- (3) 派遣人員、資機材の種類と数等
- (4) その他必要な事項

（支援活動の指揮）

第 5 条 災害現場に派遣された乙の組合員は、甲が指名した現場指揮者の指示の下に活動するものとする。

（活動報告）

第 6 条 乙が支援活動を終了したときは、その活動内容を別に定める様式により甲に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、合同訓練等を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った支援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、技術的支援のうち、電話等によるアドバイスに係る経費については、これを無償とする。

(協議)

第9条 本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項及び平常時における消防活動への協力については、実施細目で定めるものとする。

(効力)

第11条 本協定は、締結の日から効力を発するものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年 3月18日

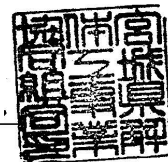
甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市

市長



乙 仙台市宮城野区東仙台四丁目2番76号
宮城県解体工事業協同組合

理事長



大規模災害時における災害活動への支援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、仙台市（以下「甲」という。）と宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する「大規模災害時における災害活動への支援に関する協定」（平成 21 年 3 月 〇 日締結。以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(甲が支援要請する事案)

第 2 条 協定第 3 条に定める甲が行う支援要請は、次の場合に行うものとする。

- (1) 倒壊物の排除等で重機など専用の資機材（操作員を含む。）を必要とする場合
- (2) 要救助者の救助や消防隊員の安全確保等のため、技術者のアドバイスが必要な場合
- (3) その他乙の支援を必要とする場合

(連絡体制の確保)

第 3 条 甲及び乙は、それぞれ担当窓口を定めておくものとする。

2 前項の情報は、甲乙相互に確認しておくものとし、内容に変更があったときは、速やかに通報するものとする。

(応需体制の確保)

第 4 条 乙は、甲の支援要請に対し、迅速に対応するため、組合内部の連絡体制を確立しておくものとする。

- 2 乙は、組合員が保有し、支援活動に活用できる重機や資機材について、その種別及び数量等を随時調査し、把握しておくものとする。
- 3 乙は、災害現場に派遣する組合員の優先順位及び重機や資機材の搬送方法について、予め計画しておくものとする。

(平常時における消防活動への協力)

第 5 条 乙は、甲が行う平常時の消防活動について、次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、解体物件で消防訓練に活用できると認められる場合は、その情報を甲に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲から消防訓練や防災訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (3) 乙は、甲から消防隊員の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。
- (4) その他の事項については、乙が対応できる範囲で協力するものとする。

(連絡会議の開催)

第 6 条 甲及び乙は、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(協 議)

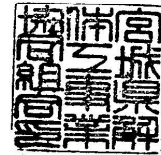
第 7 条 本実施細目に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成 21 年 3 月 18 日

甲 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号
仙台市消防局
消防局長



乙 仙台市宮城野区東仙台四丁目 2 番 76 号
宮城県解体工事業協同組合
理事長



災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と社団法人熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害時に発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理等及び応急措置に係る支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 災害時に大量に発生する様々な廃棄物を、乙が擁する経験及び機動力を生かして迅速かつ適正に処理することにより、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する場合の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「災害廃棄物」とは、各種災害により発生する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物の処理等」とは、災害廃棄物の収集・運搬、処分、その他処理に関し必要な業務をいう。

（連絡窓口）

第 3 条 この協定に係る甲及び乙の連絡の窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口：熊本県環境生活部廃棄物対策課
- (2) 乙の連絡窓口：社団法人熊本県産業廃棄物協会事務局

（関係機関との連携）

第 4 条 乙は、平常時の対応として、甲及び市町村と連携し、災害廃棄物の処理等及び応急措置について協議、情報提供等を行うものとする。

（災害協力の要請手続き）

第 5 条 甲は、市町村からの要請に基づいて、乙に対して災害廃棄物の処理等及び応急措置に関し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第 1 項の要請は、原則として文書によるものとする。

（災害発生現場での応急措置）

第 6 条 乙は、甲から要請があったときは、乙の会員を選定し、災害発生現場での災害廃棄物に関する被害が拡大しないように、市町村の要請に基づき、速やかに応急措置を行う。

（二次災害防止の応急措置）

第 7 条 乙は、甲から要請があったときは、乙の会員を選定し、仮置き場等における災害廃棄物から生じる二次災害を防止するため、市町村の要請に基づき、速やかに応急措置を行う。

【技 8-2】

(災害廃棄物の処理等の実施)

第 8 条 乙は、甲から要請があったときは、市町村の災害廃棄物の処理等について、市町村の要請に基づき協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

(実施報告)

第 9 条 乙は、第 6 条、第 7 条及び前条に基づき災害廃棄物の処理等及び応急措置を実施したときは、次に掲げる事項を文書により、甲及び要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した時期、場所、業者、種類、数量及び状況
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第 10 条 乙が、第 8 条第 1 項に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と市町村が協議するものとする。

(実施細目)

第 11 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第 12 条 この協定は、平成 21 年 5 月 15 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 21 年 5 月 15 日

甲

乙

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と熊本県環境事業団体連合会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送（以下「災害し尿等の収集運搬等」という。）に係る支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、熊本県内における災害発生時、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、乙が、自己の有する経験及び機動力を活かして災害し尿等の収集運搬等を迅速かつ適正に支援する場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に掲げる災害をいう。

（2）汚水

県又は市町村が管理する集合処理施設に流入した廃水をいう。

（連絡窓口）

第 3 条 この協定に係る甲及び乙の連絡の窓口は次のとおりとする。

（1）甲の連絡窓口：熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
熊本県土木部道路都市局下水環境課

（2）乙の連絡窓口：熊本県環境事業団体連合会事務局

（平常時の連携）

第 4 条 乙は、平常時の対応として、甲及び熊本県内の市町村（以下「市町村」という。）と連携し、災害し尿等の収集運搬等について協議、情報提供等を行うものとする。

（支援の要請手続）

第 5 条 甲は、甲が実施主体の事業に関し乙の支援が必要と判断した場合、及び市町村からの要請があった場合、乙に対して災害し尿等の収集運搬等に関し支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに甲に協力するものとする。

3 第 1 項の要請は、甲が文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（支援の内容等）

第 6 条 乙は、前条第 1 項の要請があったときは、要請内容に応じ、可能な限り災害し尿等の収集運搬等を行うものとする。

2 前項の支援にあたり、乙は、周囲の生活環境に支障を生じないように十分に配慮するものとする。

(情報の提供)

第 7 条 甲は、乙の支援が円滑に行われるよう、乙に県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬等に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第 8 条 乙は、第 6 条第 1 項に基づき災害し尿等の収集運搬等を実施したときは、次に掲げる事項を文書により、甲及び要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 災害し尿等の収集運搬等を実施した時期、場所、業者、種類、数量及び状況
- (2) 災害し尿等の収集運搬等に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第 9 条 乙が、第 6 条第 1 項に基づき実施した災害し尿等の収集運搬等に要した費用については、乙と甲又は乙と市町村で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第 10 条 乙が、第 6 条第 1 項に基づき実施した災害し尿等の収集運搬等により生じた損害補償については、乙と甲又は乙と市町村で協議するものとする。

(実施細目)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲と乙又は乙と市町村で協議して定めるものとする。

(その他協議)

第 12 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第 13 条 甲と乙が平成 19 年 2 月 2 日に締結した協定は、本書のとおり改定し、平成 29 年 1 月 15 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 1 月 15 日

甲

乙

【技 8-2】

「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書」に関する
実施細目（案）

市・町・村(以下「甲」という。)と熊本県環境事業団体連合会(以下「乙」という。)とは、平成 29 年 1 月 15 日に熊本県と乙との間で締結した「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき乙が支援活動を実施する際の細目について、次のとおり定める。

(目的)

第 1 条 基本協定書第 1 1 条に基づき、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送(以下「災害し尿等の収集運搬等」という。)を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この実施細目における定義は、基本協定書第 2 条のとおりとする。

(連絡窓口)

第 3 条 この実施細目に係る甲、乙の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口： 市・町・村 課
- (2) 乙の連絡窓口：熊本県環境事業団体連合会事務局

(平常時の連携)

第 4 条 乙は、平常時の対応は、基本協定書第 4 条のとおりとする。

- 2 甲は、災害し尿等の収集運搬等を円滑に実施するため、甲の災害廃棄物処理計画等の災害廃棄物対策に関する施策に基本協定書及びこの実施細目を盛り込むことができる。

(支援の要請手続)

第 5 条 甲は、基本協定書第 5 条第 1 項に基づき、熊本県に対して支援の要請を行った場合は、その旨を乙に対して連絡するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書(ファクシミリを含む。)によるものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で行うことができるものとし、その後速やかに文書で通知するものとする。

(確認事項)

第 6 条 基本協定書に基づき乙が行う支援について、次のとおり確認する。

- (1) 災害対策会議等への参加
甲は、基本協定書第 4 条に基づき、乙との連携を図るために災害対策会議及び防災訓練への参加を乙へ要請することができるものとする。
- (2) 災害時の応急措置
甲は、基本協定書第 6 条に基づく応急措置を円滑に実施できるよう、その詳細について、事前に甲、乙協議しておくこととする。
- (3) 実施報告書
乙は、支援活動を実施したときは、その実績等を取りまとめるうえ、基本協定書第 8 条に基づき甲へ報告することとする。
- (4) 費用負担
ア 乙が行った災害し尿等の収集運搬等の支援に要した費用については、基本協定書第 9 条

【技 8-2】

に基づき原則として甲が負担するものとする。

イ 前号の費用の額は、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

(5) 災害し尿等の収集運搬等作業上の留意事項

ア 専用ステッカー等(災害支援車両の標章)の配布及び災害状況の報告

甲は、災害し尿等の収集運搬等の支援時に収集運搬車や重機等が明確に識別できるよう、専用ステッカー等(災害支援車両の標章)を乙の会員へ配布するものとする。

また、甲は交通網の被災状況等の情報を乙に提供するものとする。

イ 災害現場等(待機場所)での確認・体制

甲は、災害現場等では支援作業や現場管理について現地等で指示を行うものとする。

ウ 処理先等の選定

甲は、災害し尿等の収集運搬等を円滑に実施するため、し尿処理施設並びに下水処理場等については、事前に県、近隣市町村(広域行政組合)と連携して受け入れ態勢を構築しておき、速やかに乙へ指示し、乙は指示に従うこと。

(6) 損害補償

乙が、支援活動により生じた損害補償については、基本協定書第 10 条に基づき甲と乙で協議するものとする。ただし、第三者の故意又は過失により乙に損害が生じた場合は、乙がその原因者に賠償を求めることとする。

(7) 処理方法等への提案、助言

乙は甲からの要請に基づき、業務の経験を活かし、災害し尿等の収集運搬等の方法等への提案、助言ができるものとする。

(8) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務への配慮

乙は、甲の地域内の一般廃棄物収集運搬業者と連携し、当該業者が行うし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務に支障が生じないように支援活動を行うものとする。

(疑義)

第 7 条 この実施細目に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第 8 条 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

この実施細目を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

倉吉市(以下「甲」という。)と一般社団法人 鳥取県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、倉吉市内において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分・処理の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、被災した建物等(その機能を失ったものに限る。)の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある生じた廃棄物(し尿を除く。)をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、地震等大規模災害時に次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分・処理
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等に当っては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理地区
- (3) 災害廃棄物の処理内容
- (4) 災害廃棄物の処理期間
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理地区
- (2) 災害廃棄物の処理内容
- (3) 災害廃棄物の処理に従事した要員、車両、資機材
- (4) 災害廃棄物の処理従事期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その価格は甲と乙協議の上決定するものとする。

- 2 費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては 倉吉市産業環境部 環境課、乙においては 一般社団法人 鳥取県産業廃棄物協会事務局とする。

- 2 乙は、地震等大規模災害時における円滑な活動が図られるよう、応援体制及び情報等の収集、伝達体制の整備に努めるものとする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定書に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求められることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成26年10月27日から効力を発生する。

平成26年10月27日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市長 石田耕太郎



乙 鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会長 越生昭徳



災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「乙」という。）及び鳥取県清掃事業協同組合（以下「丙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の地域において地震、風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処理に関し、甲が乙及び丙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害廃棄物とは、災害により一時的に大量に発生する破損又は汚損した一般廃棄物及び避難所等から排出される一般廃棄物（し尿を除く）をいう。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、被災した場合において、乙または丙に対し次に掲げる事項の応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬及び処理
- (3) 避難所等から排出される廃棄物の収集・運搬及び処理
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙または丙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災箇所
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第 4 条 乙及び丙は、甲から前条第 1 項の要請を受けたときは、乙及び丙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

- 2 災害廃棄物処理等は、甲の指示に従い、乙及び丙の組合員が実施するものとする。
- 3 乙及び丙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。
- 4 乙及び丙は、災害廃棄物処理等を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第 5 条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物処理等に関し、協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第 6 条 乙及び丙は、その組合員が実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 処理の終了箇所
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第 7 条 乙及び丙が、第 3 条の要請に基づき実施する災害廃棄物の撤去及び収集・運搬、処理については、原則無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担は甲がするものとし、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

第 8 条 第 3 条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡、負傷又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他法令等による。

(連絡窓口)

第 9 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては倉吉市産業環境部環境課、乙においては鳥取県中部清掃事業協組合事務局、丙においては鳥取県清掃事業協同組合事務局とする。

(協定書の有効期間)

第 10 条 この協定は、平成 27 年 2 月 3 日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙と丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ捺印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 3 日

甲 鳥取県倉吉市葵町 722 番地
倉吉市
倉吉市長 石田



乙 鳥取県倉吉市岡 20 番地 10
鳥取県中部清掃事業協同組合
代表理事 福寄



丙 鳥取県米子市祇園町 1 丁目 98 の 3
鳥取県清掃事業協同組合
代表理事 国岡



災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、福岡県内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、福岡県（以下「甲」という。）が、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(災害廃棄物)

第 2 条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(協力要請)

第 3 条 甲は、県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前三号の実施に必要な事業

(災害廃棄物の処理等の実施)

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第 5 条 甲は、災害廃棄物の処理等に乙からの円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第 6 条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急時等文書により難い場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車輛の台数等
- (4) 処理等の希望日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第 7 条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理した廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車輛の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第 8 条 第 3 条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、要請を行った市町村等が負担するものとする。

(連絡窓口)

第 9 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県環境部廃棄物対策課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への支援)

第 10 条 甲が、被災した他都道府県における災害廃棄物の処理等について支援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

(会員の状況等の報告)

第 11 条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車輛の確保台数等の状況を毎年 5 月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第 12 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 3 月 27 日

平成 29 年 2 月 17 日 (一部改正)

甲 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県知事 小川 洋

乙 福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 4 7 福岡県国保会館 2 階
公益社団法人福岡県産業廃棄物協会

会 長 鎌田 幸男

地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大阪府域において地震等大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震等大規模災害により倒壊又は焼失した建築構造物等の解体及び撤去に伴って生ずるコンクリート塊、木くず、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、府内市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）が実施する次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （ 1 ） 災害廃棄物の撤去
- （ 2 ） 災害廃棄物の収集・運搬
- （ 3 ） 災害廃棄物の処理・処分
- （ 4 ） 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第 4 条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - （ 1 ） 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - （ 2 ） 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第 5 条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に府域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第 6 条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに通知するものとする。

- （ 1 ） 市町村名
- （ 2 ） 実施内容
- （ 3 ） その他必要な事項

（実施報告）

第 7 条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に速やかに報告するものとする。

- （ 1 ） 市町村名
- （ 2 ） 実施内容
- （ 3 ） その他必要な事項

（費用の負担）

第 8 条 第 3 条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と当該市町村等で協議の上決定するものとする。

（連絡の窓口）

第 9 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課とし、乙においては公益社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局とする。

（協力可能な資機材等の報告）

第 10 条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

（協定書の有効期間）

第 11 条 この協定書の有効期間は、平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、期間満了の翌日から起算して引き続き 1 年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第 12 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 18 年 3 月 27 日

甲 大阪府知事
乙 社団法人大阪府産業廃棄物協会会長